

地域移行に係る国の動向

年度	方針，概要等
平成 30 年 3 月	運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (スポーツ庁)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子化が進展する中，運動部活動を持続可能なものとするため，速やかに抜本的な改革に取り組むこと。 ・ スポーツ環境の整備に当たっては，学校と地域が協働した形での地域におけるスポーツ環境の整備を進めること。
平成 31 年 1 月	部活動を学校単位から地域単位の取組とするよう答申 (中央教育審議会)
令和 2 年 9 月	学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について (文部科学省)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ，休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築すること。 ・ 令和 5 年度以降，段階的に休日の部活動を地域移行すること。
令和 4 年 6 月 令和 4 年 8 月	運動部活動の地域移行に関する検討会議提言 (スポーツ庁) 文化部活動の地域移行に関する検討会議提言 (文化庁)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するとともに，学校の働き方改革を推進し，学校教育の質の向上を目指すこと。 ・ 地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術活動の環境を一体的に整備し，子供たちの多様な体験機会を確保すること。 ・ 休日の部活動から段階的に地域移行していくこと。 ・ 令和 5 年度から令和 7 年度までを「地域移行に向けた改革集中期間」とし，平日の部活動の地域移行は，休日の地域移行の進捗状況を検証し，更なる改革を推進すること。
令和 4 年 12 月	学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン (スポーツ庁及び文化庁)

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要



文部科学省

部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動は教師による**献身的な勤務**の下で成り立ってきたが、休日を含め、**長時間勤務の要因**であることや、**指導経験のない教師にとって多大な負担**であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ **部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務**であることを踏まえ、**部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築**
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き**休日に指導を行うことができる仕組みを構築**
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、**休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備**

具体的な方策

- I. **休日の部活動の段階的な地域移行**（令和5年度以降、段階的に実施）
 - **休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保**
（育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
 - **保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援**
 - **拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開**
- II. **合理的で効率的な部活動の推進**
 - 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との**合同部活動の推進**
 - 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる**ICT活用の推進**
 - 主に**地方大会の在り方の整理**（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

運動部活動改革のこれまでの経緯・取組について

- ✓ 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月) 抜粋

生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、スポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備を進める。

- ✓ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(中教審答申・平成31年1月) 抜粋


地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。

- ✓ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議 (衆・令和元年11月、参・12月) 抜粋

政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。

- ✓ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」(令和2年9月) 抜粋

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。

- 
- 今年度より、予算事業として「地域運動部活動推進事業」(2億円)を新設し、全都道府県、12政令市において休日部活動の段階的な地域移行を実践研究。
 - 具体的な地域移行の方策等を検討するため「運動部活動の地域移行に関する検討会議」を設置し、令和3年10月より議論開始。